

5月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成27年5月20日（水）
開催時間	午前10時00分
開催場所	本館6階 604会議室
出席委員	百瀬 委員長 安藤 委員長職務代理者 木下 委員 御喜田 委員 浦上 委員（教育長）
出席職員	伊藤教育次長兼生涯学習部長・柿並学校教育部長・吉岡教育委員会事務局理事・瀧瀬生涯学習部次長兼施設一体型小・中学校整備プロジェクトチーム総括者・今岡生涯学習部次長・西崎生涯学習部次長兼教育人事課長・万代学校教育部次長兼学務給食課長・高橋教育政策課長・杉島生涯学習スポーツ課長・南八尾図書館長・洸文化財課長・菊池指導課長・山本教育サポートセンター所長・本鍋田人権教育課長

【百瀬委員長】 それでは、ただいまより5月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録の署名委員に、御喜田委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【百瀬委員長】 まず、4月の定例教育委員会の会議録の承認について審議いたします。委員の皆様方、何かご質疑ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【百瀬委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、4月定例会の会議録について承認と決しました。

なお、議案第13号「八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命の件」に係る非公開審議の会議録は、平成28年度使用八尾市立学校教科用図書の採択議案議決後に公開させていただきます。

【百瀬委員長】 次に、委員長報告を行います。

（委員長報告）

4月22日（水）	午前11時35分から、臨時教育委員協議会に出席。
5月1日（金）	午後3時15分から、市長と教育委員の顔合わせに出席。 午後4時45分から、市議会議員及び行政委員会委員並びに市執行部との初顔合わせに出席。

5月12日（火）	午後1時から、府都市教育委員会連絡協議会定期監査及び役員会に出席。
5月15日（金）	午前10時から、定例教育委員協議会に出席。
5月19日（火）	午後1時30分から、府都市教育委員会連絡協議会定期総会に出席。

【百瀬委員長】 次に、教育長報告を浦上教育長よりお願いいたします。

（教育長報告）

4月22日（水）	午前11時35分から、臨時教育委員協議会に出席。
4月23日（木）	午後1時30分から、近畿都市教育長協議会（第1日）に出席。
4月26日（日）	午前10時から、家庭倫理講演会に出席。
4月28日（火）	午後2時から、八尾地区保護司会通常総会に出席。
4月30日（木）	午後5時から、転出指導主事辞令交付式に出席。
5月1日（金）	午前8時45分から、市長初登庁に出席。 午前9時30分から、臨時部長会に出席。 午前10時30分から、管理職への市長訓示に出席。 午後3時15分から、市長と教育委員の顔合わせに出席。 午後4時45分から、市議会議員及び行政委員会委員並びに市執行部との初顔合わせに出席。
5月7日（木）	午後1時から、南山本地区集会所運営委員会からの学校教育の振興のための印刷機の寄附に伴う市長感謝状贈呈式に出席。
5月8日（金）	午前9時から、部長会及び社会保障・税番号制度推進本部会議に出席。
5月10日（日）	午前11時から、府立修徳学院による讃母の式典に出席。
5月12日（火）	午後1時30分から、庁議に出席。
5月13日（水）	午前10時から、手をつなぐ子らの会「春のつどい」に出席。
5月14日（木）	午後3時から、行財政改革推進本部会議に出席。
5月15日（金）	午前10時から、定例教育委員協議会に出席。
5月16日（土）	午後1時から、交通安全市民のつどいに出席。
5月18日（月）	午前9時から、庁議に出席。 午後7時から、市PTA協議会会長会議に出席。
5月19日（火）	午後1時から、市議会5月臨時会本会議に出席。

【百瀬委員長】 次に、3人の委員の皆様方から、この間の活動状況等について何かありましたら、ご報告いただければと思います。何かございませんでしょうか。

【安藤委員長職務代理者】 先ほど委員長がご報告された5月19日（火）に、府都市教育委員会連絡協議会定期総会に、木下委員、御喜田委員とともに出席しました。1年間を通じて百瀬委員長が会長をされ、役職を全うしていただき、我々としても誇りに思っております。

また、事務局においては、高橋課長をはじめ、事務局の方にもこの1年間お世話になり、

感謝を申し上げます。

【百瀬委員長】 委員長報告及び教育長報告を含め、ただいまの報告について何かご質問ございませんか。

ご質問がなければ、次に進ませていただきます。

{ 議 案 審 議 }

【百瀬委員長】 それでは、議案の審議に入らせていただきます。

5月の議案	
議案第16号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について市議会議案提出の件
議案第17号	八尾市立幼稚園保育料等に関する条例の一部改正について市議会議案提出の件
議案第18号	八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会委員の委嘱の件
議案第19号	八尾市立スポーツ施設運営審議会委員の委嘱の件
議案第20号	八尾市図書館協議会委員の委嘱の件
議案第21号	八尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命の件
議案第22号	八尾市いじめ防止基本方針策定の件
議案第23号	八尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について市議会議案提出の件

【百瀬委員長】 議案第16号「執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について市議会議案提出の件」について審議いたします。

提案理由を高橋課長より説明願います。

【高橋教育政策課長】 ただいま議題となりました議案第16号「執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について市議会議案提出の件」についてご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第17号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関の設置に伴い、執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する次第でございます。

それでは、執行機関の附属機関に関する条例の一部改正新旧対照表をご覧願います。内容といたしましては、第1条の表中の執行機関の欄に教育委員会を、附属機関の欄に八尾市教育振興計画審議会、八尾市生涯学習スポーツ振興計画審議会、及び八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会を、担当事務の欄に教育振興計画についての調査、審議に関する事項、生涯学習スポーツ振興計画についての調査、審議に関する事項、及び高安千塚古墳群の保存及び活用についての調査、審議に関する事項を加えるものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行いたすものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【百瀬委員長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質疑等ございませんか。

【安藤委員長職務代理者】 今回は、教育振興計画審議会、生涯学習・スポーツ振興計画審議会、高安千塚古墳群保存活用審議会を条例にそれぞれ位置づけて、調査、審議をしていくために提案されているということでしょうか。

【高橋教育政策課長】 八尾市教育振興計画審議会につきましては、平成23年度に前期計画を策定する際、八尾市教育振興計画検討市民会議を要綱設置しまして、学識経験者、附属機関の委員、各市民団体の代表者、市立学校の学校園長、公募市民委員による検討を行ってまいりましたが、後期計画を策定するにあたりましては、地方自治法第138条の4第3項に基づきまして、計画を調査、審議する機関として新たに審議会を設置するものでございます。

【杉島生涯学習スポーツ課長】 生涯学習・スポーツ振興計画につきましても、平成22年度の策定時には、市民検討委員設置要綱に基づきまして、委員の委嘱を行い、議論いただいたところでございます。この間、審議会の執行機関の附属機関のあり方につきまして、市として検討した結果、結果の取りまとめが行われるもの、市の意思形成過程に組み込まれるものにつきましては、条例に審議会として位置づけることが決められましたので、それに基づき、今年度の計画の策定にあたりましては、審議会に位置づけたところでございます。

【洵文化財課長】 高安千塚古墳群保存活用審議会につきましては、国史跡となりました高安千塚古墳群の保存管理団体として、市が所有者の方々とともにどのように保存管理をしていくのか、あるいは整備活用を進めていくのか等を審議するために新しく審議会を設置させていただくものでございます。

【安藤委員長職務代理者】 高安千塚古墳群に関しては、八尾だけではなく、国、府との連携もこれから出てくると思いますが、その見通しについて説明していただけますか。また、現状をどのように説明していくのでしょうか。

【洵文化財課長】 これまでも文化庁あるいは大阪府と連携しながら取り組み、3月に国史跡となりましたが、端緒についたところでございます。今回の審議会を進めるにあたりましても、今後の保存や整備活用を円滑に行うために大阪府や文化庁の方にも係わっていただき、変わらずご指導をいただきたいと思いますと考えております。

【安藤委員長職務代理者】 それぞれの審議会は年にどれぐらい開催を予定されていますか。

【高橋教育政策課長】 八尾市教育振興計画審議会につきましては、審議会に係る補正予算が本条例の改正議案とともに6月市議会定例会に提出されますので、開催数について、詳細は決定しておりませんが、現時点の案といたしましては、めざす子ども像の実現に向けた方策について、委員の方々からご意見をいただきますとともに、パブリックコメントにおいて市民の方々にお示しする計画案の確認、実施後の結果等について報告し、最終案をまとめてまいりたいと考えてございます。

【杉島生涯学習スポーツ課長】 生涯学習・スポーツ振興計画審議会につきましても、先ほど高橋課長がご答弁申し上げたとおりの内容でございます。回数としましては、9月の下旬から5回程度審議会を開催いたしたいと考えております。

【湊文化財課長】 史跡指定地内では、基本的に現状変更が出来ませんので個々の古墳の状況を明らかにし、土地所有者に対し、利用範囲の基準を示す必要がございます。そのためには、古墳だけでなく周囲の自然環境、構造物の設置状況を把握した上で、将来にわたって適切に保存管理していくための計画を立てる必要がございます。さらに、史跡の活用や整備方針も検討しなければなりませんので、高安千塚古墳群保存活用審議会では年間2回から3回程度、審議会を開催していきたいと考えております。

【安藤委員長職務代理者】 今回この審議会には市民も入るのでしょうか。

【高橋教育政策課長】 八尾市教育振興計画審議会の委員選出につきましては、今回提出しております条例改正議案を、市議会におきまして議決いただきましたら、7月の定例教育委員会に本審議会規則の制定について議案を提出してまいりたいと考えております。その規則を議決いただきましたら、審議会にお入りいただく団体に委員派遣を依頼するとともに、公募市民委員の選定業務を進めさせていただきますして、委員候補者名簿案を作成して、教育委員会に委員の委嘱についてご審議いただく予定でございます。

【杉島生涯学習スポーツ課長】 生涯学習・スポーツ振興計画審議会につきましても、同様でございます。市民委員につきましては、各種団体よりの派遣をいただくとともに、公募市民委員の募集を行いたいと考えております。

【湊文化財課長】 高安千塚古墳群保存活用審議会につきましても同様でございます。審議を進める上で市民の方の意見も必要であり、委員の選定については、十分検討して進めていきたいと考えております。

【浦上教育長】 この3つの審議会はとても大切になりますが、その中で、生涯学習・スポーツを推進するために、生涯学習センター学習プラザ運営審議会、スポーツ施設運営審

議会でいただいたご意見を生涯学習・スポーツ振興計画の中でどのように反映されるのでしょうか。

【杉島生涯学習スポーツ課長】 生涯学習センター学習プラザ運営審議会、八尾市スポーツ施設運営審議会では、様々なご意見をいただいております、そのご意見につきましては、審議会の中で検討項目としてまとめてお示しし、ご意見をいただこうと考えております。昨年度からは、生涯学習につきましては現代的課題、地域の課題等についての講座の実施も呼びかけておりますので、時代のニーズ等も見ただ中で、計画の中身を議論していただきたいと考えております。

【浦上教育長】 高齢者に係る課題などは生涯学習センター学習プラザ運営審議会で、これまで相当議論されており、積極的な意見も、公募市民委員の方からもご意見をいただいております。一般市民の方々にとっても関心がある部分になりますので、審議会でとりあげていただきたいと思っております。

【安藤委員長職務代理者】 今後、大綱や総合教育会議の話が出てくると思いますが、その進め方と、教育振興計画後期計画策定に向けた取組みのスケジュールについて、どのように考えられていますか。

【高橋教育政策課長】 現在、前期計画の総括を踏まえながら、事務局内で後期計画の策定に向けた検討を進めております。審議会のスケジュールにつきましては、先ほど簡単にご説明させていただきましたが、9月に委員の皆様方がそろいますので、第1回審議会の開催を予定しております。総合教育会議におきまして、市長と教育委員会の間で協議いたします大綱の協議状況も踏まえまして、後期計画の策定業務を進めるとともに、八尾市総合計画の分野別計画としての位置づけから、総合計画との整合性も図りながら、検討してまいりたいと考えております。

【木下委員】 各審議会ともそれぞれ新しいことに取り組まれるということですが、それぞれの審議会に市民委員の皆様方も入られるので、その声が反映される形で、審議会を進めていただければありがたいと思っております。

【百瀬委員長】 それでは他にご質疑がないようですので、採決に移らせていただきますが、本年度は、八尾の教育の方向性をつくっていくという重要な年になると考えております。また、木下委員からも出ておりましたように、附属機関は学識経験者や市民の方々の意見を聞き、それを調査し、研究を深めていける場であると考えております。つまりこの附属機関における議論の場が今後の教育委員会における取組みを支えていくものになると考えておりますので、審議会をしっかりと機能させていただきたいと思っております。

また、一方で安藤委員から出ましたように、市長との関係におきましては、今年度、今後の教育の方向性を示す大綱づくりに向けまして、総合教育会議の場で、教育委員会と市長が議論を重ねていくことになると思います。教育振興計画をはじめ、生涯学習・スポー

ツ、文化財など、様々な議論がなされていくことになるわけですが、設置する附属機関におきましては、未来の八尾の教育を支える議論をしていただけるように、事務局には会議の運営、進め方に十分に配慮していただくことをお願いしておきます。

この点も含めまして、委員の皆様方、議案第16号につき、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【百瀬委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第16号「執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について市議会議案提出の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

【百瀬委員長】 次に、議案第17号「八尾市立幼稚園保育料等に関する条例の一部改正について市議会議案提出の件」について、審議いたします。

提案理由を高橋課長より説明願います。

【高橋教育政策課長】 ただいま議題となりました議案第17号「八尾市立幼稚園保育料等に関する条例の一部改正について市議会議案提出の件」についてご説明いたします。

本件は八尾市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例を市議会に議案提出するにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第17号の規定に基づき、委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援新制度に伴い、八尾市立幼稚園の保育料を定めるにつき、本案を提出するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

具体的な条例の改正の内容についてでございますが、まず第1条の規定中、「入園料」を削り、第2条第1号中「月額8,500円」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号に規定する、市が定める額として別表に定める額」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とするものです。

次に、第3条中、「幼稚園長が」を、「園児の支給認定保護者（法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）から」に改め、第4条中「及び入園料」を削るものでございます。

なお、保育料につきましては、附則の次に別表として規定するものでございます。別表の内容といたしましては、保育料を園児の支給認定保護者の階層区分として、A階層からF階層とし、保育料をA階層から順に0円、1,500円、2,100円、8,200円、1万4,400円、1万8,000円とするものでございます。

次に、別表の備考欄についてでございますが、備考2につきましては、B階層またはC階層の非課税世帯及び所得割非課税世帯等であっても、母子及び父子、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、要保護者については、この表の規定に適用については1,500円及び2,100円とあるのを0円とするものでございます。

備考3については、従来からありました多子軽減についての規定となっております、

小学校入学前、0から5歳の範囲において最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする規定でございます。

備考4については、途中入園の規定でございます。

最後に、施行期日については、平成28年4月1日とするものでございますが、経過措置として、この条例の施行の日の前日において、八尾市立幼稚園に在園する園児であって、この条例の施行の日以降も引き続き在園する園児に係る保育料については、別表中1,500円及び2,100円とあるのは0円と、8,200円、1万4,400円及び1万8,000円とあるのは8,500円とし、8月分の保育料は課さないことと規定するものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【百瀬委員長】 ただいま提案の理由の説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質疑等ございませんか。

【御喜田委員】 こども・子育て支援制度に伴いとなっておりますが、その制度の中での保育料に対する考え方と、今回、市立幼稚園保育料等に関する条例を一部改正する理由について、教えていただけますか。

【高橋教育政策課長】 こども・子育て支援新制度の理念でございますが、全ての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的として、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や、質の向上を進めていく制度であると認識いたしております。その中におきまして、市の責任といたしましては、市における制度の実施主体として、計画的に必要とされる教育・保育の給付や子育て支援を実施すること、また円滑な利用に向けて必要な援助を実施すること、その提供体制を確保することであろうと考えてございます。その責任のもとに、利用者負担額については、市が定めるものでございます。

また、一方、公立幼稚園の保育料条例を改正する理由についてでございますが、公立幼稚園の保育料につきましては、平成7年度の見直し以降、現行の保育料で20年間据え置きしておりました。この間、様々な分野でご指摘をいただいていたところではございますが、平成27年4月から始まりました子ども・子育て新制度の導入に合わせて見直しを検討してきたところでございます。これまで、国の新制度の内容や国から示された利用者負担の考え方、国の幼児教育の無償化の動向等を踏まえ、見直しの方針及びその内容を検討したところでございます。今般、新制度の趣旨及び既に規定しております2号、3号の支給認定保護者の保育料金との整合性を踏まえた中で、改正案をお示ししたものでございます。

【御喜田委員】 新制度は平成27年4月からスタートしていますが、公立幼稚園の保育料の見直しが平成28年度からになった理由を聞かせてもらえますか。

【高橋教育政策課長】 子ども・子育て支援新制度につきましては、平成27年4月からスタートして、公立幼稚園についても施設型給付施設に移行しているものでございます。

一方、28年度から保育料を改定する理由でございますが、昨年度、公立幼稚園の保育料については、その検討を進めておりました。その見直し案については、公立幼稚園の園児募集の段階においても定まらない中で、保育料の見直し案を提示するのはなかなか難しい部分もございました。保護者にとって、幼稚園の選択は重要事項であるという認識のもと、条例の改正を昨年度見送ったということでございます。

【御喜田委員】 今回公立幼稚園の保育料が上がるということですが、学校法人である私立幼稚園の保育料は各園で定めるので、園によって異なると思います。今回、公立幼稚園の保育料が値上がりして、最高額で1万8,000円になるとと思いますが、今後、私立幼稚園が認定こども園に移行した場合の1号の園児の保育料と同じになります。そうなった場合、公立幼稚園に通う園児の保護者の負担額と、私立幼稚園が認定こども園に移行した場合の1号で入る子どもの保護者の負担額との実質的な負担額の違いについて教えていただけますか。

【高橋教育政策課長】 認定こども園に移行されました私立幼稚園、今般、保育料改定をさせていただきます公立幼稚園が、同じ額になるということではございますが、実費負担の部分は大きく異なってくると考えております。例示しますと、バス代は公立にはございませんし、制服代等につきましては、公立幼稚園より私立幼稚園のほうが少し高いと考えておりますので、全く同一になるというわけではないと認識しております。

【御喜田委員】 保育料が値上がりすることについては、平成27年度には金額も決まっていなかったので、上げることはできなかったと言っておられましたが、市民への周知については、どう考えておられますか。また、保育料が上がることによる今後の影響についてどのように考えておられますか。

【高橋教育政策課長】 市民への周知についてでございますが、公立幼稚園の園児募集につきましては、毎年市政だよりの8月20日発行9月号にて広報を掲載しております。10月から願書の受付を始めているところでもございますので、保育料の見直しにつきましては、保護者にとって幼稚園選択の重要事項であるという認識のもと、募集時に合わせて保育料額についても情報提供してまいりたいと考えております。

それから、値上がりの影響についてですが、具体的な影響を想像するのはまだ難しいと考えております。一方、保護者の方からは保育料が低額なことが公立幼稚園の魅力であるとおっしゃる方もおられますが、料金が低いことだけが公立幼稚園の魅力とは考えておりませんので、値上げに伴う部分で、若干変動があるかもわかりませんが、公立幼稚園の良さというものをアピールしていきたいと考えております。

【安藤委員長職務代理者】 大阪府下各市の保育料の状況をどのように把握されておりますか。また、その中で、今回の条例改正にあたり、八尾市としてどのように判断されましたか。

か。

【高橋教育政策課長】 府内各市の状況については調査をさせていただいておりますが、各市の地域の財政状況、公立幼稚園の数にも変動がございます。それぞれの状況によりまして、利用者負担額の見直しを行っている中であって、その比較を単純にするのはなかなか難しいと認識しております。政令市を除きます府内31市中、新制度の施行にあたりまして、保育料条例の見直しを行っていない市は池田市と高石市を除き、公私同一料金の方向性を示した自治体が19市、公私別の料金の自治体が7市となっております。検討中の自治体が2市となっているところでございます。公私別料金を示している自治体のうち、本市の保育料の上限額については他市と比べても低い設定となっているところでございます。階層につきましても、自治体によって様々でございますが、本市の利用者負担額の階層につきましては、国の示す基準階層に合わせた中で設定し、非課税世帯のみの階層を細分化しているところでございます。

【安藤委員長職務代理者】 無償化の問題なのですが、例えば、国の幼児教育の無償化について、八尾市としてはどのように捉えられていますか。

【高橋教育政策課長】 幼児教育の無償化につきましては、国におきまして、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することをめざすという考え方のもと、環境整備と財源確保を図りつつ、まずは5歳児を対象とした無償化を実現することを視野に置きながら、平成26年度は段階的に取り組まれているところでございます。本市といたしましては、その動きを注視して、国の制度に沿った対応をしてまいりたいと考えております。

【安藤委員長職務代理者】 保育料の軽減策によって3人目は無償というご説明をいただきましたが、その基本的な考え方についてご説明いただけますか。

【高橋教育政策課長】 多子軽減につきましては、新制度でも規定がございますので、幼稚園利用につきましても対応してまいりたいと考えております。

それから、保育料の軽減策につきましては、別途備考の中でも説明させていただきましたように、各種の手帳をお持ちの方、それから母子、父子の方につきましては、所得制限もありますが、軽減策を図っていきたいと考えております。

それと、例えば、収入が落ちた方、失業等で市民税が減免された方、疾病等により長期欠席した方、このような方々につきましても、別途要綱で減免の規定を定めまして、軽減していきたいと考えておまして、なるべく、生活に困っておられる方につきましては、減額できるような方向で検討させていただいているところでございます。

【安藤委員長職務代理者】 減免の話をしていただきましたが、入園料と保育料の考えについてご説明いただけますか。また、保育料は12カ月払いと記憶していますが、それよろしいでしょうか。

【高橋教育政策課長】 まず新制度のもとでは、入園料につきましては、基本的に保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられておりまして、取得段階に応じて市町村の定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うものとされており、入園料は別途徴収するという考えは現在にとってございません。それから、現在本市の公立幼稚園における保育料は、8月を除く月において徴収しておりますが、年間の保育料額を定めた中で、園児が通園している11カ月に分割して保育料を徴収しているものでございます。

なお、子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の考え方につきましては、子ども・子育て支援新制度における施設型給付費の額を公定価格から利用者負担額を差し引いた額として定めるものでございますので、施設型給付費につきましては、月ごとに定めるものとなっているところでございます。

【木下委員】 先ほど安藤委員から大阪府内の他市の状況についてご質問があったとき、他市では公私別料金のところもあるとお答えになりましたが、八尾市が公私の区別をつけないで一律にされた最大の根拠は何でしょうか。

【高橋教育政策課長】 本市におきましては、子ども子育て支援新制度のもと、市が実施主体として公立と民間の連携した体制のもと、市内の就学前施設における教育・保育、地域における子育て支援を実施し、充実させていくという立場に立った中で、保育料の利用者負担につきましても公立幼稚園だけを特別に捉えるのではなく、新制度に基づく八尾市における幼稚園の保育料として、公立・私立の垣根なく保護者の所得等に応じてご負担いただくという考え方に立ったものでございます。

【木下委員】 公私が連携し、教育内容について議論することは当然のことだと思いますが、小中も含めて公立には公立としての役割があると思います。その中で公私を同一料金にした理由はありませんか。

【高橋教育政策課長】 この制度におきましては、国からも基本的に公私統一料金体系で考えるべきであるという説明がございました。根底には、同じ所得であれば私立に行かれる方も公立に行かれる方も同じ料金を支払っていただくということが大前提になると思います。公立の料金を下げること考えますと、所得の多い方につきましても、低い方におかれましても、公私の負担する額に変動が出てきますので、逆に平等性という意味では説明しにくいというふうに考えております。公立保育所も民間保育所も、現在、同額の料金が設定されておりますので、幼稚園の保育料につきましても公私同一の料金でいくべきではないかと考えております。

【木下委員】 公私同一料金にするのであれば、その積極的理由をきちんと示していただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

【高橋教育政策課長】 公私協力していきながら新制度のもと進めていきたいと考えてお

りまして、質の担保につきましても、これまで進めておりましたいろんな研修会等を今後も続けていきまして、質を確保し、公私連携しながら幼児教育を進めていきたいと考えております。

【安藤委員長職務代理者】 値上げすることによって、子どもたちにどのようなサービスが提供されるのでしょうか。

【高橋教育政策課長】 現在、幼保連携型認定こども園の整備に向けまして、幼児教育の内容充実に向けた取組みを実施しているところでございます。幼稚園におきましても、本市で作成いたしました教育・保育実践の手引きを活用する中で、より質の高い幼児教育を実施しているというところでございます。また、八尾市では幼保小合同研修会や、研究冊子を発行させていただいております。こういったものを活用しながら、公立幼稚園におきましては先進的に、取組みを進めていきたいと考えております。

【安藤委員長職務代理者】 公私の関係、今後の公立幼稚園の再編について、市民にしっかりと伝えていただき、その中で保育料も変えていかざるを得ないということを説明してほしいと思います。

【木下委員】 保育料が公私同一になる中で、就学前の子どもに幼児教育を保障していける体制を、お願いしたいと思います。

【百瀬委員長】 それでは、他にご質疑等がないようですので、採決に移らせていただきます。各委員の皆様方からご質問、ご指摘があった部分については、事務局で十分に反映させていただきたいと思います。特に、教育委員会としましても、この公立幼稚園の保育料の見直しについては、大きな課題になると考えております。平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が始まり、一人ひとりの子どもが本当に健やかに成長することができる社会をめざし、市が実施主体として責任を持って取り組むことが求められているのではないかと考えております。このような状況の中で、教育委員会として公立施設と、民間施設がともに協調する中で、本市の保育、子ども施策をしっかりと進めていく、これが根底になればならないと考えております。今般の保育料の改正案は、公立幼稚園への入園を希望する保護者にとっては、当然値上がりとなるものでございますので、木下委員からもご指摘がありましたように、限りある財源の範囲の中ではございますけど、本市の就学前の子どもを抱える保護者全体の負担の公平性にも十分配慮していただき、子どもたちの最善の利益をめざすことが委員会としては重要ではないかと考えております。ぜひ、引き続き幼児教育の質の向上に向け、その取組みを進めていただき、保護者には十分に周知、また情報を提供する中で理解を得ていただき、進めていただきたいと考えております。

この点も含めまして、委員の皆様方、議案第17号につき、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【百瀬委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第17号「八尾市立幼稚園保育料等に関する条例の一部改正について市議会議案提出の件」について、議案を適当と認めることに決しました。

【百瀬委員長】 次に、議案第18号「八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会委員の委嘱の件」、議案第19号「八尾市立スポーツ施設運営審議会委員の委嘱の件」、議案第20号「八尾市図書館協議会委員の委嘱の件」、議案第21号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命の件」について、一括して審議いたします。

提案理由を杉島課長、南館長、山本所長より順次説明願います。

【杉島生涯学習スポーツ課長】 ただいま議題となりました議案第18号から第21号につきまして、ご説明させていただきます。

まず、議案第18号「八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会委員の委嘱の件」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第14号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、学校教育関係者の委員の変更に伴い、委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは、お手元の八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会委員名簿（案）に基づきまして、ご説明申し上げます。変更となる委員につきましては、学校教育関係者として八尾市校長会の小林俊王氏にかわり、新たに森田好文氏を委嘱するものでございます。

任期につきましては、平成27年5月20日から平成28年9月30日までの残任期間でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号「八尾市立スポーツ施設運営審議会委員の委嘱の件」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第14号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、八尾市立スポーツ施設運営審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは、お手元の八尾市立スポーツ施設運営審議会委員名簿（案）に基づきまして、ご説明申し上げます。今回、10名の委員を委嘱するものでございまして、そのうち2名を新たに委嘱し、8名を再任委嘱するものでございます。新たに委嘱する2名の委員といたしましては、学校教育関係者として八尾市中学校体育連盟の北側正廣氏にかわりまして、副田美臣氏を、社会教育関係者として八尾市女性団体連合会の中浜多美江氏にかわりまして、樫本佳子氏を委嘱するものでございます。

任期につきましては、平成27年6月1日から平成29年5月31日までの期間でございます。

なお、本審議会の委員につきましては、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の趣旨に基づき、5月20日発行の市政だよりにより記事掲載の上、あと2名程度の市民公募委

員の委嘱を予定しているところでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【南八尾図書館長】 次に、議案第20号「八尾市図書館協議会委員の委嘱の件」についてご説明させていただきます。

本件につきましては、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第14号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、学校教育関係者、学識経験者の委員の変更に伴い、委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは、お手元の八尾市図書館協議会委員名簿（案）に基づきまして、ご説明申し上げます。新たに委員をお願いする委員につきましては、学校教育関係者1名、及び学識経験者1名の計2名でございます。新たに委員をお願いする者といたしましては、学校教育関係者として水谷希亮氏に代わり松井祥一氏を、学識経験者として大久保典子氏に代わり松下玲子氏を委嘱するものでございます。

任期につきましては、平成27年5月20日から平成28年5月31日までの残任期間でございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【山本教育サポートセンター所長】 次に、議案第21号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命の件」についてご説明させていただきます。

本件は教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第14号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由ですが、八尾市校長会からの選出の委員及び関係行政機関の職員の変更に伴い、委員を委嘱または任命する必要があるため、本案を提出するものでございます。

新たな委員候補者についてご説明いたします。恐れ入りますが、八尾市就学支援委員会委員名簿（案）をご覧ください。今回ご提案します委員候補者は、灰藤利雄氏と松原美幸氏でございます。

なお、灰藤氏は尾上氏に代わり、八尾市校長会より選出いただいております。また、松原氏は学校教育部指導課における担当者の変更によるものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【百瀬委員長】 ただいま3件の議案についてご説明いただきましたが、それぞれの議案について、委員の皆様方、何かご質疑等ございませんでしょうか。

【安藤委員長職務代理者】 市立スポーツ施設運営審議会についてですが、規則にありますように教育委員会が必要と認める者ということで、5月20日の市政だよりで市民委員を公募するとお聞きしましたが、いつごろ決定されるのでしょうか。

【杉島生涯学習スポーツ課長】 スポーツ施設運営審議会の市民委員の公募につきましては、5月20日の市政だよりに掲載し、6月5日まで募集を行いたいと考えております。その結果を受けまして、6月の定例教育委員会に改めまして委員の委嘱について議案を提出いたしたいと考えております。

【安藤委員長職務代理者】 図書館協議会のことですが、2名の方が公募市民委員として選ばれているということですが、実際にどれぐらい応募があり、このお二人が選ばれたのでしょうか。

【南八尾図書館長】 現在、八尾市図書館協議会の委員のうち、その他教育委員会が必要と認める者として2名の公募委員を入れさせていただいておりますが、今回の場合は2名の応募があつて、そのまま2名の方が審査の中で選任されたということになっております。

【安藤委員長職務代理者】 就学支援委員会ですが、その他教育委員会が必要と認める者として選ばれている先生方が全部「元」となっていることが気になります。実際は、現役の方との交流、また現場との連携はできていると思いますが、その考え方を聞かせてください。

【山本教育サポートセンター所長】 その他教育委員会が必要と認める者につきましては、委員ご指摘のように、皆さん「元」になりますが、上から2番目の枠の市立学校の校長及び教員で、一番下に名前があります岡本喜代美委員は、現職の学校教員でいらっしゃいます。また、その上の3名の方も、現職の学校長になりますので、学校現場のご意見等は都度何うようにしております。

【百瀬委員長】 それでは他にご質疑がないようですので、採決に移らせていただきます。議案第18号、第19号、第20号及び第21号につきまして、委員の皆様方、原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【百瀬委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第18号、第19号、第20号及び21号については、いずれも原案を適当と認めることに決しました。

【百瀬委員長】 次に、議案第22号「八尾市いじめ防止基本方針策定の件」、第23号「八尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について市議会議案提出の件」について、一括して審議いたします。提案理由を本鍋田課長より説明願います。

【本鍋田人権教育課長】 ただいま議題となりました議案第22号「八尾市いじめ防止基本方針策定の件」及び議案第23号「八尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定につい

て市議会議案提出の件」について、ご説明させていただきます。

まず、議案第22号「八尾市いじめ防止基本方針策定の件」につき、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるため、本案を提出するものでございます。

お手元の八尾市いじめ防止基本方針（案）をご覧ください。はじめに、策定の経緯でございますが、これまでも市長部局との連携は行っておりましたが、平成25年6月28日、いじめ防止対策推進法が公布され、同年9月28日に施行されましたのを受け、第12条の規定に基づき、地方いじめ防止基本方針の策定に取り組んだ次第であります。本市におきましては、国が定めたいじめ防止等のための基本的な方針を参酌する中、八尾市いじめ防止対策検討会議を立ち上げ、教育委員会事務局と市長部局が連携する中、弁護士や警察、地域の代表者、校長先生からもご意見をいただき、八尾市いじめ防止基本方針の策定に取り組んでまいりました。また、教育委員会協議会の場でも、様々なご指摘やご助言をいただいたところです。さらに、平成27年3月2日から4月1日までの1カ月間、市民意見提出制度を実施し、24件の意見をいただきました。多くの御意見を参考にさせていただきます、八尾市いじめ防止基本方針（案）を提案させていただきます。

それでは、その内容について説明させていただきます。本編と参考資料の2部構成としております。

まず、本編から説明いたします。目次をご覧ください。本編は4つの構成となっており、1つ目にいじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項とし、2つ目にいじめの防止等のための対策の内容に関する事項、3つ目に重大事態への対処、4つ目に八尾市のいじめ防止対策を推進するための組織の概念図という構成としております。

1ページの「はじめに」をご覧ください。最初にいじめ防止対策推進法の目的を、次にこれまでの八尾市の考え方を、さらにこの方針の策定に至る市長部局との連携や、児童会、生徒会役員へのアンケート実施の経過、そして最後に社会全体で取り組んでいくという決意を述べたものであります。

2ページをご覧ください。「Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」といたしまして、まずいじめ防止対策推進法の制定の意義として、この法律はいじめの防止等のための対策に関し、基本的な方針の作成について定めるとともに、対策の基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に制定されたものであると記載しております。

次に、「2 いじめの防止等の対策に関する基本理念」です。基本理念として、（1）いじめは絶対に許されない行為である、（2）いじめは全ての児童生徒に関係する問題である、（3）いじめの問題は地域社会全体で取り組まなければならないとし、とりわけ八尾市では人権の尊重と平和を希求する共生社会の実現をまちづくりの取組み方向の一つとして、八尾市第5次総合計画を策定したほか、八尾市人権尊重の社会づくり条例を制定し、人権尊重の社会づくりに努めてきている実績を記載しております。

続いて、3ページ、「3 いじめの定義」です。『「いじめ」とは、児童等に対して、

一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。』と定義し、いじめ防止対策推進法第2条に定められているいじめの定義を引用しています。

次に、4ページ、「4 いじめの理解」では、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることとの理解と、加害、被害という二者関係だけでなく、はやし立てる観衆や、見て見ぬふりをする傍観者について国の基本方針より記載しています。

次に、4ページから、「5 いじめの防止等に関する基本的な考え方」を記載しております。その(1)いじめの防止として、法第4条、「児童等はいじめを行ってはならない」と記載し、①学校でのいじめの防止について、学校及び教職員は、いじめは絶対に許されない卑怯な行為であるとの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在をひとしく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとし、授業づくりや集団づくりを推進するとしています。

次に、②家庭でのいじめの防止として、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」と、法第9条から引用し、保護者が果たすべき役割について、また家庭での子どもへの指導のあり方について記載しております。

さらに、③地域社会でのいじめの防止として、子どもたちを取り巻く大人一人ひとりが役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることや、地域の子供は地域で守り、地域で育てるという意識のもと、地域協働の活動を通して、子どもたちが生き生きと活動することができるよう、社会全体でいじめをなくす取組みを推進するよう努める必要があることを記載しています。

次に、「(2) いじめの早期発見」です。早期発見できるように、大人が子どものささいな変化に気づくことや、大人の目につきにくいところで遊びと称して行われるなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識し、ささいな兆項であってもいじめではないかと疑いを持って、早い段階からかかわることや、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えることが重要であることを記載しています。

最後に、「(3) いじめへの対処」として、被害者の安全確保とケア、学校における事実確認及び組織的な対応、さらに地域や家庭の対応、関係機関との連携を含め、いじめへの対処について記載しております。

次に、8ページからは、「Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項について」であります。まず、市及び教育委員会が実施する施策についてご説明させていただきます。

市及び教育委員会が実施する施策として、いじめ防止のための組織について、また市や教育委員会の実施する施策についてまとめています。

はじめに、(1)いじめの防止等のための組織及び役割です。後ろの14ページの概念図も合わせてご覧ください。組織として5つの組織を設置、1つ目は八尾市いじめ防止対策検討会議です。市長部局と教育委員会との円滑な連携を図り、各部局が行ういじめの防止等のための対策についての連絡及び調整を行い、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進します。既存の会議体で、主に庁内での連携会議となっています。

2つ目は、八尾市いじめ問題対策連絡協議会です。法第14条1項に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を推進するための、必要な協議及び連絡調整を図るため、八尾市いじめ問題対策連絡協議会を条例で設置します。構成は関係行政機関の職員、関係団体を代表する者、及び学識経験者等を予定しております。

3つ目は、いじめ・不登校対策研究委員会です。既存の会議体で、いじめ問題の対策の連絡及び調整を行い、いじめ防止対策を実効的に推進します。

4つ目は、9ページ、八尾市いじめ調査委員会です。法第28条に基づき、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、教育委員会の附属機関として条例で設置します。専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行います。調査結果については、いじめを受けた児童と保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を適切に提供するとともに、市長にも報告します。

5つ目は、八尾市いじめ再調査委員会です。法第30条に基づき、市長は八尾市いじめ調査委員会からの報告に係る重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、調査委員会の調査結果について調査することができます。専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行い、いじめを受けた児童と保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を適切に提供します。

続いて、(2)市として実施する施策です。市はいじめ防止に向けた市民啓発や、地域関係団体と連携したいじめ防止等の取組みの調整、実施に努めていく旨、記載しております。

次、10ページ、(3)教育委員会として実施する施策です。教育委員会は、いじめ防止のために教職員対象の研修を計画的に実施します。また、継続的に児童生徒の状況を把握するために、アンケート調査を実施します。さらに、いじめ事象が発生した際に、いじめを受けた児童生徒のために臨床心理士の派遣や指導主事や弁護士等、専門家による支援等を行う旨、記載しております。

続いて、2、学校として実施する施策です。ここでは学校の役割についての基本的な考え方、学校いじめ防止基本方針の基本的な内容について、学校いじめ防止基本方針の運用について記載しております。

続いて11ページ、「Ⅲ 重大事態への対処について」です。まず、重大事態の定義を法第28条1項に定められている定義から引用し、次に、12ページに重大事態が発生した場合の対処についてです。15ページの概念図も合わせてご覧ください。重大事態が発生した場合、学校は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どの調査組織とするかについて判断します。報告を受けた教育委員会は、法第30条第1項に基づき、事態発生について市長に報告します。学校が主体となって調査を行う場合は、学校は常設しているいじめの防止等の対策のための組織やアンケート調査の実施、その他の適切な方法により調査を行い、教育委員会は指導主事の派遣等、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行うとしております。また、教育委員会は、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会内に設置された附属機関である八尾市いじめ調査委員会が行うこととしております。そして、

教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明します。これらの情報の提供にあたっては、教育委員会または学校は、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供することになります。その後、教育委員会は市長に調査結果について報告します。さらに、教育委員会から重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第30条第2項により、八尾市いじめ調査委員会による調査の結果について再調査を行うことができる旨を記載しております。市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、みずからの権限及び責任において、当該再調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、人的体制の強化、必要な教育予算の確保、児童福祉や青少年健全育成の観点からの対応など、必要な措置を講ずることができ、再調査を行ったとき、市長は法第30条3項に基づき、その結果を市議会に報告することとなります。

最後に、八尾市のいじめ防止対策を推進するための組織の概念図を掲載しています。14ページには、八尾市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための組織の概念図を、15ページは重大事態が生じた場合の対応概念図を、16ページには学校におけるいじめ事象への対応概念図を掲載しています。

次に、参考資料ですが、1つ目に本編の根拠となるいじめ防止対策推進法、2つ目に八尾市教育委員会から学校園に対する指示事項として、いじめ問題への対応、携帯・インターネットでの人権侵害事象への対応について掲載しています。

3つ目には、八尾市教育委員会及び学校園（所）で取り組んでいる現状についてとして、本編の内容をより理解してもらうため、学校現場や教育委員会でのこれまでの取り組みについて記載しております。

4つ目には、いじめのない環境づくりアンケート実施結果及び分析として、児童会、生徒会の役員のアンケート結果と分析を掲載し、最後に検討過程や要綱等を記載しました。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号「八尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について市議会議案提出の件」について、ご説明させていただきます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第17号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、いじめ防止対策推進法第14条1項の規定に基づき、八尾市いじめ問題対策連絡協議会を、法第28条に基づき八尾市いじめ調査委員会、法第30条に基づき八尾市いじめ再調査委員会を設置する必要があるため、本案を提出する次第でございます。

それでは、お手元配付の八尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1章では、法第14条第1項の規定に基づき、設置される八尾市いじめ問題対策連絡協議会について規定しております。第1条で、設置の根拠を規定し、第2条で所掌事務として法第1条に規定されるいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携、その他い

じめの防止等のための対策を推進するために、必要な事項に関し、連絡及び調整を行うとしています。

第3条では、組織を規定し、第4条で委員の任期等、第5条で協議会に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるとしています。

次に、第2章では、法第28条第1項の規定に基づいて設置される八尾市いじめ調査委員会について規定しております。まず、第6条で設置の根拠を、第7条で所掌事務を、第8条で組織を、第9条で委員の任期等、第10条で調査委員会に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるとしております。

第3章では、法第30条第2項の規定に基づいて設置する八尾市いじめ再調査委員会について規定しております。内容といたしましては、第11条で設置の根拠を、第12条で所掌事務を、第13条で組織を、第14条で委員の任期等、第15条で再調査委員会に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

なお、本条例の施行につきましては、公布の日から施行いたすものであります。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【百瀬委員長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質疑ございませんでしょうか。

【安藤委員長職務代理者】 議案第23号については、いじめ問題対策連絡協議会の委員は20名以内ですが、いじめ調査委員会及び再調査委員会の委員はそれぞれ5名以内となっています。調査委員会と再調査委員会の委員は全く別なののでしょうか。また各委員の数についてはどのように考えていますか。

【本鍋田人権教育課長】 まず、第1章の八尾市いじめ問題対策連絡協議会の20人につきましては、八尾市での会議体の基本的な人数が20人以内になっていまして、この会議はいろんな関係団体と地域の方にも協力いただいて、いろんな情報、意見をいただこうと思っておりますので、20人とさせていただきます。

次に、第2章の八尾市いじめ調査委員会、第3章のいじめ再調査委員会の5名ですが、この会議体は先ほど説明させていただきましたように、重大事態が発生したときにその事実関係について確認するということで、弁護士や学識経験者、臨床心理士等のメンバーを考えておまして、5人でいろんな話を深くしていただくということで、多い人数よりは5人が適当と考えております。

【安藤委員長職務代理者】 弁護士等を入れるということですが、いじめ調査委員会と再調査委員会のメンバーは別の人になるのでしょうか。

【本鍋田人権教育課長】 第2章の八尾市いじめ調査委員会は、教育委員会の附属機関になります。第3章の八尾市いじめ再調査委員会は市長の附属機関となっております。調査した結果、もう一度しっかりと調査するほうが良いという判断になったときに再調査委

員会が開かれますので、別のメンバーになります。

【浦上教育長】 学校におけるいじめの状況について聞かせていただけますか。

【菊池指導課長】 各学校では、学校いじめ防止基本方針が策定され、大きな柱として、いじめに対する未然防止・早期発見・家庭や地域との連携の視点に立って作成されております。それに基づいて、具体的な取組みが進んできているという状況でございます。いじめの認知件数につきましては、平成23年度以降若干増した部分があり、平成26年度についても認知件数については若干増えてきている状況です。ただし、不登校の数については、昨年度と比べて減少となっています。それは各学校の中でいじめ・不登校対策委員会等をきちんと位置づけることによって、全教職員が共通理解のもと取組みを進めている、またそれが小中連携にもつながっていき、中学校での不登校生徒の減少につながっていると捉えております。

【浦上教育長】 この基本方針を市として出す、今後その条例も策定していく中で、学校現場での状況把握にしっかりと努めてほしいと思います。

【百瀬委員長】 それでは、他にご質疑等ないようですので、採決に移らせていただきます。

一昨年度からこの作成に当たられて、計画どおり進めていただき、良い冊子をつくられたことについては大変な評価をしておきたいと思っております。いじめ防止、またいじめはあってはならないですし、この件におきまして社会全体、家庭、地域、それに学校を含め、あらゆる関係者と連携していただき、いじめの防止、またその克服にぜひ全力を挙げて努めるようお願いしておきたいと思っております。

この点も含めまして、委員の皆様方、議案第22号及び23号について、原案を適当と認めることに意義ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【百瀬委員長】 全委員異議なしと認めます。議案第22号及び23号について、いずれも原案を適当と認めることに決しました。

{ 報 告 事 項 }

【百瀬委員長】 それでは、続きまして報告事項に移らせていただきます。

「八尾市教科書センター法定展示について」、山本所長より報告願います。

【山本教育サポートセンター所長】 それでは、八尾市教科書センター法定展示についてご説明させていただきます。

本件は、平成28年度使用教科書の展示会を八尾市教科書センターにおいて開催するも

のでございます。

教科書展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定によりまして、都道府県教育委員会が開催するもので、本市では大阪府教科書センター設置要綱により、教育サポートセンターに八尾市教科書センターが設置されているところでございます。今年度の教科書展示会は、平成27年3月2日付文部科学省告示第33号により、開始の時期及び期間を6月19日から14日間とすることとなっております。この指示を受けまして、八尾市教科書センターとして、法定展示期間を6月19日金曜日から7月8日水曜日までとするものです。

また、法定展示期間前の6月8日月曜日から6月18日木曜日までを法定外展示期間とし、教科書展示会を開催いたします。

なお、法定展示期間におきましては、広く市民の皆様には教科書をご覧いただけるよう、八尾市立志紀図書館での展示も行っております。

以上、甚だ簡単ではございますが、よろしくお願いたします。

【百瀬委員長】 ただいまの報告に関しまして、委員の皆様方から何かご意見等ございませんか。

【安藤委員長職務代理者】 法定期間外の展示期間については、私たちも見ることできますか。

【山本教育サポートセンター所長】 貸し出しはしておりませんが、教科書センターで見ただくことはできます。

【浦上教育長】 展示については、昨年度と同じ方法で今年度も実施されるのでしょうか。それとも違う方法でいくのでしょうか。

【山本教育サポートセンター所長】 今のところ、同じような形式で考えておりますけれども、昨年度を踏まえて、広くご意見をいただく必要はあると思っております。

【木下委員】 一般的にご意見を書かれていますが、幾つかの重要な観点で丸をしてもらうなど、何か参考になる観点等が上げられるかどうか考えてください。

【百瀬委員長】 それでは、他にご意見がないようですので、以上で報告事項については終わりますが、委員の皆様方から、何かございませんか。

事務局から何かございますか。

それでは、以上をもちまして5月の定例教育委員会を終了させていただきます。